

交通事故防止取組について ～主として公有車に関するもの～

**島根県町村会（一般財団法人全国自治協会事務受託）
全国町村職員生活協同組合島根県支部**



事故の傾向と対策

《傾向》 軽微な事故の多発

◆平成26年度の事故内容

⇒ 7割超が「軽微な自損事故」

「過失100%事案」等

- ・ 駐車場内等でのバック時の接触事故
- ・ カーブ等での接触事故
（住宅外壁やガードレールなど）
- ・ サイドブレーキの引き忘れ など

軽微な事故でもこんなに大変！

◆さまざまな手間で時間を取られます！

▶ 庁内での事故報告等

▶ 修理業者とのやりとり

▶ 共済金請求に関する事務手間（書類作成、現場

写真の撮影や所有者への修理の要否確認など）

etc

◆修理の間は、公用車が使えません！

軽微な事故に潜む危険！

◆ 「相手が(動いて)いない」ということは、
ほとんどが「注意すれば防げる事故」

⇒ しかし、重大事故とは紙一重！
もし、相手が人（子供等）なら...

◆ 軽微な事故の多発＝重大事故誘発の危険大

ハインリッヒの法則イメージ

**1 件の大規模災害
(重大事故)**

29 件の中規模な事故

**300 件の
ヒヤリとしたことやハッとしたこと
(ヒヤリハット)**

ハインリッヒの法則 (1 : 29 : 300の法則)

◆ハインリッヒ氏が調査した統計データ

「1件の大規模災害(重傷者や死者が出る災害)」の下には、
「29件の中規模な事故(怪我人の出る事故)」、
「300件のヒヤリとしたことやハッとしたこと(ヒヤリハット)」がある

⇒ヒヤリハットの撲滅による重大事故の防止が重要！

もし、重大事故が発生したら

- ◆**死亡事故等の重大事故発生や、
訴訟になった場合、
被害者・加害者の別にかかわらず、
心身ともに大きな負担が・・・
⇒だから、日頃の事故防止が重要！**

つまり、大事なのは、

「軽微な事故も起こさないように、

気をつけて運転する習慣づくり」

《傾向》事故車両の運転者内訳

◆平成26年度事故の運転者の内訳

地域おこし協力隊と業務委託先による事故が増加！

運転者	件数	割合
職員	55	50%
委託先	20	18%
嘱託・臨時	12	11%
地域おこし協力隊	12	11%
ALT	2	2%
スポット貸出(住民等)	2	2%
指定管理	1	1%
無人	7	6%
計	111	100%

《傾向》 複数回事故の発生

◆同一運転者による複数回事故

平成25年4月以降15人が複数回の事故！

運転者	人数	割合
職員	7	47%
地域おこし協力隊	4	27%
委託先	2	13%
嘱託	1	7%
ALT	1	7%
計	15	100%

⇒通常の事故件数割合と比較し、
地域おこし協力隊、ALTが高い頻度に！

◆同一運転者による複数回事故の発生頻度 (平成25年4月以降)

事故頻度	人数	割合
1週間以内に2回	1	7%
1月以内に2回	1	7%
3か月以内に2回	2	13%
半年以内に2回	2	13%
1年以内に2回	3	20%
1年以内に3回	1	7%
1年超の間に2回	5	33%
計	15	100%

⇒ 3分の1が1年以内に複数回

「1週間以内に2回」や「1年以内に3回」
といったケースも！

事故防止に向けた対策

◆安全運転の徹底と職場風土づくり

- ・ 確認作業（後方等）の徹底
- ・ 法定速度の遵守
- ・ 駐車時のサイドブレーキの徹底 など

◆公有財産であることの意識付け

⇒ 協力隊、A L T、業務委託先を中心に！

※ A L Tには、国内運転ルールの周知も！

次頁より、具体的な対策事例紹介！

民間事業所での取組の一例

安全運転厳守条項（別添4-7、松江署提供）

- ・この条項を作成した事業所では、毎朝礼にて条項を復唱（現在では暗唱）し、運転の際にも厳守しているとのこと

⇒実際に事故防止にも効果あったとのこと

⇒個々の内容も事故防止に効果的！事故発生時の手間などを考えれば取組む価値あり！

各団体の事故防止取組 1

(過去の調査結果)

◆事故防止取組への参加

- ・「しまね安全ドライブコンテスト（別添 4－6）」への参加

◆講習会の実施

- ・警察署交通課署員・修理工場職員を講師に招き、車両点検方法や、技能走行の講習
(所要時間は 1 ～ 1.5 時間)

各団体の事故防止取組 2

(過去の調査結果)

◆安全運転についての周知

- ・ 定期的若しくは年末年始・盆・連休前に安全運転管理者より全職員に安全運転についての文書・メールを配信
- ・ 管理職会議における交通違反・事故防止等の注意喚起
- ・ 早朝、夕方の早期ライト点灯等を行うよう指導

◆報告体制

- ・ 軽微な事故であっても速やかに報告させる

各団体の事故防止取組 3

(過去の調査結果)

◆事故発生状況の周知

- ・ 事故発生の都度、グループウェアにて掲示版に掲載
⇒ 安全意識の高揚を図る
- ・ 事故発生一覧を掲示 ⇒ 事故発生防止の啓蒙
- ・ 交通安全だよりの作成、配布

◆交通安全PR及び運転者の自覚促進

- ・ 交通安全標語の掲示、啓発
- ・ 交通安全重点期間の設定
- ・ 公用車に「交通安全実施中」「早めのライト点灯」
などのステッカー貼付

各団体の事故防止取組 4

(過去の調査結果)

◆公用車の管理

- ・ 公用車を担当課で集中管理
⇒ 公用車使用時に、運転者に対して安全運転の励行・
運行前点検等実施
- ・ 公用車ごとに運転管理者を配置しての点検・管理
- ・ 公用車使用簿の設置・記入

◆処分規程

- ・ 交通違反及び事故をした職員への懲戒処分基準等を規定

各団体の事故防止取組 5

(過去の調査結果)

◆業務委託先管理

- ・委託業者との業務委託契約書に安全運転管理事項を規定

◆署名運動

- ・飲酒運転追放等の署名運動実施

◆アルコールチェッカーの配置

- ・公用車のカギの受渡し場所にアルコールチェッカー設置

《補足》 訴訟事案の増加！

◆ 公有・生協ともに訴訟事案が増加傾向！

▶ 訴訟になると、時間も手間も掛かります！

▶ 証人尋問等もあり、運転者には大きな負担となることも！

訴訟事案になったケース（過去）

◆双方主張が食い違うケース（センターラインを越えた、越えていないなど）で、
当方主張を100%証明するのは難しい

⇒特に対物のみの場合は、警察の調書も
証明材料となりにくい（過去のケース）

訴訟事案の対策

◆ドライブレコーダーの設置

センターラインオーバーのケース等
での証明効果は高いと考えられる。

参考：事故の傾向（生協）

- ◆ 駐車場内での確認を怠ったことによる事故が多発
- ◆ 契約者の子、退職者組合員の事故が多発
- ◆ 同じ方が複数回事故を起こされることも